

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市及び五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

五條市

二 調査を行った期間

天理市 平成二十一年十二月一日から平成二十四年九月十一日まで

五條市 平成二十三年五月二日から平成二十四年六月二十七日まで

五條市 平成二十三年五月二日から平成二十五年二月十七日まで

三 成果の名称

天理市川原城町の一部の地籍図及び地籍簿

五條市須恵三丁目及び今井一丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

五條市本町一丁目、新町三丁目、下之町及び釜窪町の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市川原城町の一部の地域

五條市須恵三丁目及び今井一丁目の各一部の地域

五條市本町一丁目、新町三丁目、下之町及び釜窪町の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十六年五月十三日